

接続工事計画から使用開始まで



1. 計画を立てる

接続の時期等を決めます。

水洗便所への改修が必要な場合には、
便器の形式などを決めます。

2. 工事店を決める

村指定工事店に工事見積もりを依頼します

公共下水道へ接続（排水設備）工事をするときは、指定工事店へお申込み下さい。
必要書類の作成、届出等の手続きを皆様に代わって行います。お気軽にご相談ください。

※美浦村排水設備指定工事店一覧（別添名簿参照）

3. 工事関係書類の提出

村へ工事関係書類を提出します。
（指定工事店が代行します。）

4. 工事の施工

トイレ、台所、風呂の排水口から公共ますまでの配水管敷設工事
を行います。

通常であれば、工事は2～4日で終わります。

5. 工事の完成

接続工事完了後に指定工事店から村へ工事完了の報告がされます。

6. 検査

村の担当者が指定工事店立ち会いのもと、基準どおり工事がされて
いるか検査します。

7. 使用開始

村へ使用開始の届出をします。

下水道接続工事補助制度が拡充されました

旧補助制度(平成29年度まで)

- ・下水道が使えるようになってから3年以内に接続工事を行うと、工事費が補助されます。ただし、工事の形態によって限度額が異なります。

(浄化槽を廃止する場合：4万円、汲み取り式からの転換する場合：7万円)



下水道接続工事補助制度(拡充)

平成30年4月～令和4年3月までの接続工事に対して適用されます。

- ①下水道が使えるようになってから4年目以降でも補助の対象となり、工事費が補助されます。ただし、工事の形態によって限度額が異なります。

(浄化槽を廃止する場合：4万円、汲み取り式からの転換する場合：7万円)

- ②65歳以上の方又は18歳未満の方がいる世帯で、世帯全員の住民税課税標準額の合計が334万円以下の場合には接続工事費の一部を補助。

(限度額は①の補助額に31万円を加えた額)